

表4 統括的な役割を担う保健師の配置状況の推移(配置している自治体数)【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	対27年度増減 (カッコ内は増減率)
都道府県(n=47)	43 (91.5%)	40 (85.1%)	3 (+7.5%)
市区町村(n=1,741)	835 (48.0%)	775 (44.5%)	60 (+7.7%)
うち 保健所設置市 (n=72)	50 (69.4%)	45 (62.5%)	5 (+11.1%)
特別区(n=23)	8 (34.8%)	5 (21.7%)	3 (+60.0%)
市町村(n=1,646)	777 (47.2%)	725 (44.0%)	52 (+7.2%)
合 計	878 (49.1%)	815 (45.6%)	63 (+7.7%)

表5 統括的な役割を担う保健師数【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	対27年度増減
都道府県	249 (20.0%)	195 (17.5%)	54 (+27.7%)
市区町村	993 (80.0%)	920 (82.5%)	73 (+7.9%)
うち 保健所設置市	60 (4.8%)	54 (4.8%)	6 (+11.1%)
特別区	8 (0.6%)	6 (0.5%)	2 (+33.3%)
市町村	925 (74.5%)	860 (77.1%)	65 (+7.6%)
合 計	1,242 (100.0%)	1,115 (100.0%)	127 (+11.4%)

※1 保健所設置市は、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市

※2 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:平成25年4月19日付け健発0419第1号「地域における保健師の保健活動について」)